

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針について F A Q (令和 3 年 8 月 6 日)

※赤字：追加・内容更新を行った FAQ

この F A Q は「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針(令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」について関係者の方々により良く理解していただくため、Q & A 形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
参事官(研究環境担当) 付
電話：03-6257-1314

【AMED の担当連絡先】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
研究開発業務支援部研究開発業務支援課
E-mail : keiyaku_chosei@amed.go.jp

Q 1. エフォート管理されている者のみが対象となるのか。

A 1. エフォート管理以外の方法により勤務管理されている者も適用可能です。

時間単位や日管理で勤務管理されている場合、実施方法に沿って、日々の勤務管理において既存の記載・保管する書類に基づき、従事率を管理することとなります。管理方法として、以下の様式例を参考に適切に管理してください。

様式例 自発的な研究活動等従事状況管理表 (2000 年度) 研究代表者 殿													
プロジェクト名	〇〇プロジェクト												
活動期間	2019年4月1日 ~ 2020年2月28日												
氏名	〇〇 〇〇												
雇用形態	時間管理、日管理												
本プロジェクト内で行う自発的な研究活動等の承認時のエフォート率	〇%												
自発的な研究活動等従事状況 (単位：従事時間)													
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当該プロジェクト (自発的な研究活動等を含む) A	130	140	135										405
うち 自発的な研究活動等 B	30	20	25										75
自発的な研究活動等の 当該プロジェクトに対 する割合 (%) C = B / A	24	15	19										19
※従事時間の根拠となる書類（従事日誌等）の写しを添付 2019年〇月〇日 若手研究者 所 属： 役 職： 氏 名：													

Q 2. 自発的な研究活動等において、どのような場合、承認取消となるのか。

A 2. 研究代表者等が該当する若手研究者の自発的な研究活動等（以下、活動という）をモニタリングすることにより、必要に応じて、実施状況を把握し活動を支援するとともに、承認された活動が適切に実施されるよう助言を行うこととなります。

承認された活動内容と実際の活動内容が異なる場合、活動していることが確認できない場合、承認されたエフォート率（従事率）に対し、大幅に異なる場合等においては、所属研究機関は、研究代表者等と相談のうえ、若手研究者の活動が適正に実施されるよう是正させることができます。なお、是正を促したにも関わらず、是正されない場合は、活動を中止（承認取消）させることができます。

Q 3. 若手研究者の自発的な研究活動等の成果に対する責任は、どのようになるのか。

A 3. 若手研究者による自発的な研究活動等の実施やその成果の公表等に係る見解や責任は、原則、若手研究者自身に帰属します。ただし、若手研究者の所属研究機関と当該若手研究者の間で事前に交わされている取り決めがある場合は、それに従ってください。

Q 4. 変更承認申請書は、どのような場合に提出が必要となるのか。

A 4. 若手研究者の自発的な研究活動等の内容（エフォートを含む）が変更になる場合、変更承認申請が必要になります。ただし、以下の場合は、変更承認申請の必要はありません。

- ・他の研究費を獲得する活動について、金額の査定等の研究費支出元の都合による金額の増減があった場合
- ・他の研究費を獲得する場合について、当該研究費のルールにおいて軽微な変更として申請を要しないとされている変更を行う場合

Q 5. 自発的な研究活動等を実施するに当たり、他の研究資金に応募する場合には、承認申請手続はどの時点で行う必要があるのか。

A 5. 原則として、承認申請手続は他の研究資金に応募する前に行ってください。ただし、所属研究機関内での規程等の整備状況によっては、承認申請手続は採択後に行うことも可能とします。その際にも必ず、他の研究資金に応募する前に、自発的な研究活動等を実施することについて、研究代表者等に相談し、了承を得ておいてください。

Q 6. 承認申請書は毎年度提出する必要があるのか。

A 6. 「自発的な研究活動等」について複数年度の活動を承認されている場合には、毎年度提出する必要はありません。

Q 7. 自発的な研究活動等の承認申請手続において、年齢の条件が適用されるのは承認申請時点のみか。それとも自発的な研究活動中は、期間を通して年齢の条件を満たしている必要があるのか。

A 7. 対象者の年齢の条件につきましては、各競争的研究費制度において定めるルールに従って対応する必要がありますので、雇用されているプロジェクトの配分機関に確認してください。

Q 8. 若手研究者の所属研究機関と自発的な研究活動等の実施研究機関が異なる場合、当該自発的な研究活動等により生じた知的財産権の帰属先は、どのようになるのか。

A 8. 若手研究者による自発的な研究活動等により生じた知的財産権の帰属については、若手研究者の所属研究機関と自発的な研究活動等を実施する研究機関が異なる場合は、所属研究機関との雇用契約、及び自発的な研究活動等を行う研究費のルール（事務処理要領等）をもとに、帰属先等の決定を行ってください。